

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【農林漁業信用基金】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

|       |                |
|-------|----------------|
| 所管府省名 | 財務省・農林水産省      |
| 法人名   | 独立行政法人農林漁業信用基金 |

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

| 基本方針の記載  | 具体的な見直し状況等   |
|--|--|
| <b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>   |  |
| <b>1. 不要資産の国庫返納</b>  |  |
| ○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。   | ○ 農業・漁業の低利預託原資貸付業務を廃止し、政府出資金18,500,000千円(農業:12,500,000千円、漁業:6,000,000千円)を平成23年9月13日に国庫返納した。林業の低利預託原資貸付業務を再設計し、政府出資金17,056,375千円のうち活用見込みのない7,256,375千円を、平成23年9月13日に国庫納付した。農業災害補償関係業務の資金規模を縮減し、政府出資金2,000,000千円を平成23年9月13日に国庫納付した。同業務の利益剰余金1,976,246千円についても平成23年7月8日に国庫納付した。 |
| ○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。   | 該当なし。  |
| ○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。  | ● 平成22年11月に書庫の賃貸借契約を解約した。  |
| <b>2. 事務所等の見直し</b>   |  |
| ○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。   | ● 事務所については、独立行政法人化を契機として、複数事務所に分散していた全部門が、平成16年12月以降、同一のビルに入居したことにより、事務所経費を36百万円削減した。  |
| ○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。   | 該当なし。  |
| ○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。<br>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。 | 該当なし。  |
| ○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。  | 該当なし。  |

|   |   |
|---|---|
| <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>   | <p>● 職員宿舎については、平成21年5月から他の独立行政法人との共同利用を開始している。<br/>また、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)を踏まえ、平成25年6月20日に職員宿舎廃止に係る実施計画を策定し、入居者を27年度末までに退去させた上で廃止することとした。</p>   |
| <p><b>3. 取引関係の見直し</b><br/><b>① 随意契約の見直し等</b></p>  |   |
| <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>  | <p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に随意契約見直し計画を策定し、原則として一般競争等競争性のある契約へ移行することとし、平成22年度末においてこの見直し計画を達成した。平成22～24年度の実績(光熱水費等を除く)は、以下のとおり。</p> <p>平成22年度<br/>金額ベース:一般競争等41,095,162円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%)<br/>件数ベース:一般競争等8件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)</p> <p>平成23年度<br/>金額ベース:一般競争等89,005,744円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%)<br/>件数ベース:一般競争等16件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)</p> <p>平成24年度<br/>金額ベース:一般競争等65,310,112円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%)<br/>件数ベース:一般競争等12件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)</p> <p>また、応札者数または応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、公告から入札期日までの公告期間は規程上10日以上確保すればよいところ、運用上、入札期日前の入札参加申請書の提出期限を公告日から少なくとも10日以上とし、公告期間を概ね2週間以上確保するなど、周知検討期間の拡大による競争参加者の掘り起こし、応募条件及び仕様書内容の見直し等具体的取組方針を定め、平成22年5月に信用基金のホームページに掲載し、公表している。</p> |
| <p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>  | <p>—</p>  |
| <p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>  |   |
| <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> | <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>   |   |
| ○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。  | 該当なし。   |
| <b>④ 調達の見直し</b>  |   |
| ○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。   | ● これまで必要の都度、随意契約により調達していた備品及び消耗品について、平成20年度からまとめて一般競争により調達している。この結果、調達コストの縮減を図ることができた。  |
| 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。<br>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。<br>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。<br>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 | 該当なし。   |
| ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。  | 該当なし。   |
| ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。  | ● 随意契約や一者応札となっている契約について見直しを行ったほか、総合評価落札方式などを実施することにより、調達の効率化を図っている。   |
| <b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>   |   |
| <b>① 人件費の適正化</b>   |   |
| ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。  | ● 役員給与・職員給与とも「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行った。  |
| ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。<br>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。  | ● 平成24年度のラスパイレズ指数(地域別・学歴別)は96.0となり、平成21年度以降、100を下回る水準となっている。<br>なお、これまでにとった措置は、以下のとおりである。<br>① 特別都市手当について、国は同手当に相当する地域手当を平成18年度以降6%引き上げたが、信用基金は特別都市手当の引き上げを2%に留めている。<br>② 管理職割合を中期目標期間の終了時まで4割から3割まで引き下げ、職務手当(国の管理職手当に相当)を削減している。<br>③ 昇任・昇格ペースを平成20年度から、平成19年度以前と比較して、1~2年遅らせている。<br>④ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から役員給与の見直しを実施している。 |
| イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。<br>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。   | —   |

|   |  |
|---|--|
| <p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>   | <p>● 平成16年度から個人情報保護にも留意しつつ、役員報酬等を信用基金ホームページに掲載し、公表している。</p>  |
| <p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>  | <p>● 給与水準については、主務省評価委員会及び総務省評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを受けている。また、監事監査においても、給与水準の適正化に関する対応状況について、監査を受けている。</p>   |
| <p><b>② 管理運営の適正化</b></p>  |  |
| <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> | <p>● 効率化目標については、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)を、平成19年度比で16%以上節減することを第2期中期計画(平成20年4月1日から平成25年3月31日まで)に目標として設定の上、取り組んだ結果、平成19年度決算対比で18.2%の削減となった。<br/>なお、第3期中期計画(平成25年4月から平成30年3月31日まで)においても平成24年度比で15%以上節減することを目標として設定している。</p> |
| <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>   | <p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費などの事務に係る経費及び職員の諸手当等については、国家公務員に準拠したものとなっている。</p>   |
| <p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>                                    | <p>● 運営費交付金は交付されていないものの、事業費(保険金等)については、効率化を図るため、近年の経済情勢の変化等外的要因に配慮しつつ、保証保険の引受審査の厳格化等により、前中期計画を下回るよう削減することとしている。</p>  |
| <p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>   | <p>● 平成20年1月に、内部監査業務を実施する監理室を設置した。</p>   |
| <p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>  |  |
| <p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>                                      | <p>該当なし。</p>   |
| <p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>  | <p>該当なし。</p>   |
| <p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>  | <p>該当なし。</p>   |
| <p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>   |  |
| <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>   | <p>● 信用基金の事業は複数の候補案件から選択を要するものではないため、該当なし。</p>   |
| <p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>             | <p>● これまでも評価結果を事業実施過程に反映させてきた。また、各年度の業務実績の評価結果についてはホームページで公表している。</p>  |

|     |    |    |       |     |          |
|-----|----|----|-------|-----|----------|
| No. | 67 | 所管 | 農林水産省 | 法人名 | 農林漁業信用基金 |
|-----|----|----|-------|-----|----------|

## 【事務・事業の見直し】

| 事務・事業                        | 講ずべき措置             | 実施時期     | 具体的内容  | 措置状況 | 措置内容・理由等   | 今後の対応方針 |
|------------------------------|--------------------|----------|--|------|--|---------|
| 01<br>農業信用保険業務（農業信用保険勘定）     | 低利預託原資貸付業務（農業）の廃止  | 23年度中に実施 | 本法人の事業としては廃止する。  | 1a   | 23年9月1日に事業を廃止済み。   | 措置済み    |
| 02<br>林業信用保証業務（林業信用保証勘定）     | 低利預託原資貸付業務（林業）の再設計 | 23年度から実施 | ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。 | 1a   | 林業者の資金需要に応じた規模まで事業規模を縮減することとし、23年9月13日に当該事業に係る政府出資金を減額した（171億円→98億円）。また、23年度当初より、林業者等がより使いやすい運転資金制度とするため、一層低利となる資金の創設等の条件改定を行うとともに、木材の生産及び流通の合理化のための経営改善及び構造改善という政策上の重点を踏まえ、資金メニューの廃止・統合を行うなど、制度の見直しも実施した。 | 措置済み    |
| 03<br>漁業信用保険業務（漁業信用保険勘定）     | 低利預託原資貸付業務（漁業）の廃止  | 23年度中に実施 | 本法人の事業としては廃止する。  | 1a   | 23年9月1日に事業を廃止済み。   | 措置済み    |
| 04<br>農業災害補償関係業務（農業災害補償関係勘定） | 事業の見直し             | 23年度以降実施 | 中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。                              | 1a   | 農業災害補償関係業務について、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減することに伴い、23年9月13日に政府出資金のうち20億円を国庫納付済み。<br>利益剰余金については23年7月8日に20億円を国庫納付済み。   | 措置済み    |
| 05<br>漁業災害補償関係業務（漁業災害補償関係勘定） |                    |          |  |      |  | 措置済み    |

|     |    |    |          |     |          |
|-----|----|----|----------|-----|----------|
| No. | 67 | 所管 | 財務省・農林水産 | 法人名 | 農林漁業信用基金 |
|-----|----|----|----------|-----|----------|

| 項目 | 見出し         | 具体的内容                                       | 措置状況   | 措置内容・理由等   | 今後の対応方針   |                                 |
|----|-------------|---|--|--|---|---------------------------------|
| 1  | 事務及び事業の見直し  | 平成20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。 | 1  | 平成20年度予算において、施業転換資金部分を廃止するとともに、貸付枠を17億円に設定した。  | 措置済み  |                                 |
| 2  |             | 林業寄託業務                                      | 寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。                 | 1  | 寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、利子負担の伴う民間金融機関からの長期借入方式から政府による出資方式へ平成20年度から3ヶ年で段階的に移行することとし、政府出資金は、平成20年度に5億円、平成21年度に11億円、平成22年度に16億円の予算を措置した。 | 措置済み                            |
| 3  |             | 農業信用保険業務                                    | 平成20年度から保険料率の見直しを実施する。   | 1  | 平成20年7月から保険料率の引上げを実施した。   | 措置済み                            |
| 4  |             | 漁業信用保険業務                                    | 平成20年度から保険料率の見直しを実施する。   | 1  | 平成20年4月から保険料率の引上げを実施した。   | 措置済み                            |
| 5  |             | 林業信用保証業務                                    | 平成20年度から100%保証の対象をより政策性の高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。   | 1  | 平成20年6月から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大した。   | 措置済み                            |
| 6  |             | 漁業信用保険業務                                    | 平成20年度から経営安定資金に部分保証(80%)を導入する。   | 1  | 平成20年4月から経営安定資金に部分保証(80%保証)を導入した。   | 措置済み                            |
| 7  |             | 農業・漁業災害補償関係業務                               | 共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。 | 1  | 平成19年1月から前倒しで、共済団体等の会議の場において、共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を励行している。                       | 今後も引き続き周知・指導を継続して実施していくこととしている。 |
| 8  | 組織の見直し      | 組織体制の整備                                     | 1  | 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。 | 措置済み  |                                 |
| 9  | 運営の効率化及び自律化 | 業務運営体制の整備                                   | 1  | ・平成19年12月に契約審査委員会を設置した。<br>・平成20年1月にコンプライアンス委員会を設置した。  | 措置済み  |                                 |
| 10 |             | 保有資産の見直し                                    | 1  | 職員用宿舎について、国、独立行政法人への貸与が可能となるよう、平成20年3月に信用基金の宿舎貸与規程の見直しを実施し、平成21年5月から他の独立行政法人の職員1名を受け入れている。           | 職員宿舎については、平成25年6月20日に職員宿舎廃止に係る実施計画を策定し、入居者を27年度末までに退去させた上で廃止することを決定。  |                                 |